平成２８年（フ）第２４１号
金沢市土清水３丁目19番地　土清水山手ハウス102号、従前の住所金沢市野町２丁目３番７号
破産者　四井　順子
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４９号
静岡県裾野市水窪109番地の２
破産者　平出　正彦
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
静岡県沼津市我入道林町498番地の５、前住所静岡県沼津市玉江町６番18号
破産者　勝亦　英之
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
静岡県沼津市我入道林町498番地の５、前住所静岡県沼津市玉江町６番18号
破産者　勝亦　眞理
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
静岡県富士宮市大岩856番地１ルシェッロ202号室、住民票上の住所静岡県富士宮市小泉1577番地の35
破産者　佐野　貴之
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６８号
静岡県富士宮市北町７番22号グランディス201
破産者　佐藤　美幸
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８０号
静岡県富士市伝法2755番地の１
破産者　神戸　　章
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５３２号
京都市伏見区墨染町726番地　プラスドソレイユ４－Ｂ
破産者　安田　奈央
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５６号
京都市伏見区西鍵屋町415番地
破産者　谷口　　浩
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
京都市伏見区横大路東裏町50番地１　バンブーイン106号
破産者　小山　宜孝
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
福岡県飯塚市佐與1374番地６
破産者　西岡　康伸
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第７２号
長崎県長崎市宿町32番地　フェニックスガーデン306、旧住所長崎県諫早市永昌町22番15号　吉田コーポ102号
破産者　林　　幸子
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷714番地２　オンフルール長崎308、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷716番地９
破産者　三澤　　毅
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
熊本市東区小山１丁目６番34号、前住所熊本県上益城郡益城町大字広崎396番地13
破産者　町野　壽子
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７号
奈良県磯城郡田原本町大字唐古61番地の１ソレイユからこ101号室、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字千代868番地１ルミエール千代Ｃ101号室
破産者　濱﨑　敬司（旧姓小田）
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
札幌市東区東苗穂６条３丁目１番17号、開始決定時の住所札幌市東区北34条東28丁目９番２号
破産者　宇昌　雅美
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９１３号
北海道千歳市緑町１丁目２番27号　ポプリ緑町Ｄ101号
破産者　伊藤　　清
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日